

御当家令状 一六九六年から一七〇〇年の間か。

一六一二年の戸隠山神領朱印状発出の一六一三年付けの法令を収めた近世中期の法令集。別名《令条記》《令条》など。一五九七年(慶長二)九月から一六九六年(元禄九)一〇月まで百年間に及ぶ主として江戸幕府の法令約六百通を収め、ほかに慶長以前の数通を含む。盛岡中央公民館蔵本に拠る。

戸隠山神領、信濃国水内郡之内所々都合千石、任去年五月朔日先判之旨、別当職五百石、社僧分式百石可令社納、并社領村里門前境内山林竹木等、為守護不入之地、永不可有相違者也、弥可勤国家安治懇祈精誠之状如件、

慶長十八年七月十七日

別当坊

社僧中

社家方

註 国文学研究資料館の「御当家令状」(1 御當家令條, 盛岡公民, 281-859-3, 写, 25冊, マイクロ/デジタル, 100199627)。DOI 10.20730/100199627 の

98
と
99
齣
目。